

# 有限会社 エコワークス 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 運 営 規 程

## (事業の目的)

第1条 有限会社エコワークスが開設するエコワークス浜松営業所(以下「事業所」という。)が行う、**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

1. 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、**福祉用具を貸与**することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図る。
2. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 **エコワークス 浜松営業所**
2. 所在地 **静岡県浜松市西区大人見町 3374-1**

## (職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 **1名**
2. 専門相談員 **常勤換算方法 2名以上**
3. 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
4. 専門相談員は福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、祝日、12/29～1/3を除く)
2. 営業時間 **午前9時00分から午後6時00分まで**とする。

## (福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第6条 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供方法は次の通りとする。

1. 福祉用具の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
2. 福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与を行う。
3. 提供する福祉用具の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
4. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、カタログ又は事業所に掲示の利用案内を利用者に十分説明し、納得の上、行うものとする。
5. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供に当たり取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。
  - ① 車いす(自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いす)
  - ② 車いす付属品
  - ③ 特殊寝台
  - ④ 特殊寝台付属品
  - ⑤ 床ずれ防止用具
  - ⑥ 体位変換器

- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助杖
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト
- ⑬ 自動排泄処理装置

6. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具の提供利用料の額は、重要事項説明書に定めるものとし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスある時は、料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
7. 契約の起算日が月の 15 日以前の場合については月額的全額を、16 日以降については月額の 1/2 の料金を請求させていただきます。解約についても同様に 15 日以前の解約については月額の 1/2 を、16 日以降の解約については 1 ヶ月分全額を請求させていただきます。
8. レンタル開始日と終了日が同じ月内に行われた場合には、レンタル料は 1 ヶ月分全額の請求となります。
9. 通常の事業実施地域以外の地域で行う、指定（介護予防）福祉用具貸与に要した搬出入費は、以下の通りとし、あらかじめ利用者又はその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名捺印を受けるものとする。
  - ① 搬出入費（搬出入に特別な措置が必要場合の当該措置に要する費用）

（通常の事業実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

浜松市・湖西市・磐田市・豊橋市

（衛生管理等）

- 第 8 条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
1. 常に清潔な福祉用具を貸与するため、回収した福祉用具を、種類・材料等から見て適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区別して保管する。
  2. 消毒保管については株式会社プライム東海に委託することとし、その方法は別添業務委託契約書によるものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 9 条 事業所は、以下の事項に留意して事業を行う。

1. 職員の研修
  - ① 採用時研修を入社 6 ヶ月以内に行う。
  - ② 継続研修を、年 1 回行う。
2. 秘密の保持
  - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
  - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の徹底を図る。
3. 掲示及び目録の備え付け
  - ① 事業者の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
  - ② サービス利用申込者のサービス選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名
  - ③ 利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由なく福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供を拒まない。
  - (ア) 自社によるサービス提供が困難なときは、速やかに適当な他の指定（介護予防）福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
  - (イ) 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
  - (ウ) 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
  - (エ) 居宅サービス計画等が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
  - (オ) 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与を提供する。

5. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
6. 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
7. 虐待防止のための措置に関する事項  
事業所は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年一回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
  - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く

#### 付則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。